



赤い羽根
福祉基金

中央共同募金会は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」

2026 年度事業助成 応募要項

1. 趣 旨

現代のわが国では、社会構造の変化や地域コミュニティの変容による影響、また、社会情勢の不安定化による物価高騰等がもたらす経済格差などの社会問題が山積するなかで、子どもから高齢者まで、多くの人々がそれぞれの課題を抱えながら暮らしています。

赤い羽根福祉基金は、2016 年度より誰もが支え・支えられる社会をつくることを目的として、公的な支援制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的・モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できる活動を資金面から応援しています。

本会では、本助成事業を通じて、多様化・複合化する社会課題の実態を明らかにするとともに、地域住民一人ひとりが自らの課題と受け止め、行動に移していくことで、誰もが支え・支えられる地域づくりの実現を目指していきます。

2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成対象団体

- ・社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体とします（法人格の有無は不問）。
※応募主体が営利法人（株式会社、合同会社等）である場合、応募部門が非営利部門であっても、助成対象外となります。
- ・応募時点で団体が設立されており、助成対象事業・活動の実施体制が整っていることが必要です（活動年数は不問）。
- ・複数の団体が連携・協働して実施する活動（コンソーシアム）も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を一団体選定のうえ応募ください。
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないことが求められます。

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成対象となる事業・活動

・「2026 年度事業助成」の1年間の助成総額は6,000 万円を予定しています。

助成上限額	1,000 万円/事業・活動
助成対象事業・活動	生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援 することを目的とした、以下のいずれかに該当する事業・活動 <u>I. 直接的な支援事業・活動</u> <u>II. 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり</u> <u>III. 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業</u>
助成対象事業・活動の必須要素	上記の助成対象事業・活動について、以下5点の要素を満たすものを対象とします。 <u>1. 公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの</u> <u>2. 先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的に取り組まれることが期待できるもの</u> <u>3. 社会や当事者のニーズに沿って、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの</u> <u>4. 従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの</u> <u>5. 様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの</u>

助成対象外となる事業

助成対象となる事業・概要の必須要素を満たさないもの

例)・他機関との連携や協働が行われる活動ではないもの

・従来の活動の維持だけを目的とし、全国または広域的な広がりが期待できないもの

※これまでに助成した事業・活動や応募が期待される事業・活動を P8 に記載していますので、応募の際の参考としてください。

5. 助成事業の対象期間

・本助成事業の対象期間は、2026 年 4 月 1 日から開始するもので、最大 3 年間（2029 年 3 月 31 日まで）とします。

・応募時に単年度（2027 年 3 月 31 日まで）、2 か年（2028 年 3 月 31 日まで）、3 か年（2029 年 3 月 31 日まで）を選択できます。

※本助成事業は、3 年間の長期的な活動を可能とするプログラムです。希望する事業の実

施年数に応じた年数でご応募ください。

※ただし、複数年度事業として応募された場合でも、審査の結果、単年度または2か年事業として助成決定となる場合もあります。

※また、複数年度事業として採択された場合でも、1年度ごとに目標の達成度を確認し、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

6. 助成対象経費

(1) 対象となる経費

○基本的に事業・活動に要する経費を対象とします（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）。

○人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は支払金額に関わらず、活動終了後の収支報告の際に人件費や謝金に係る証憑として、下記の書類をご提出いただきます。

① 人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し

② 人件費対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報

なお、各団体における出勤簿、給与明細書において、人件費対象者の活動に係る日報に該当する記載（活動日・時間・活動内容）があれば、その写しを日報に代えることができます。

③ 謝金対象者の活動内容がわかる活動日報や資料等

④ 支払ったことを証明する領収書または金融機関の振込明細や通帳の写し

○旅費交通費は、交通費および宿泊費の実費弁償のみ対象となります。

○ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費、弁当代など）対象となります。

○成果報告のための報告会やシンポジウムを開催する場合はそれらに必要な経費や、成果物の作成に必要な経費も対象になります。

(2) 対象とならない経費

○審査において、以下にあたると判断されたもの。

・行政等の公的財源が見込まれるもの

・当該経費の内容が本事業の趣旨に合わないもの、または応募書から必要性や費用の積算内容の妥当性が読み取れないもの

例) ・拠点整備における設備購入や修繕が主な費用となっているもの

・組織・団体の活動維持費用となっているもの

○その他助成対象とならない経費

・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）

・ボランティアの人件費、謝金

・火災保険料、家財保険料、地震保険料

- ・自動車保険料（レンタカーに付随する場合は助成対象経費です）
- ・旅費交通費のうち、日当に該当する費用
- ・団体および団体役員が所有する場所や設備、物の賃借料
- ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・助成対象期間外の活動に関する経費

○助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討のうえ記載してください。

7. 審査の基準及び助成の決定

- ・ 本会が設置する審査委員会により、応募内容を審査し、助成決定します。必要に応じて本会よりヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。
- ・ 審査の結果、応募金額からの減額があります。その際は、支出計画の修正が必要となる場合があります。

【審査基準】

- 1.事業・活動の目的および内容が、必須要素を充たし本助成事業の趣旨に合致しているか
- 2.計画や実行体制などが事業・活動の目的達成に向けて適切か
- 3.費用が適切に積算されているか
- 4.事業・活動の進捗状況や成果を、広く社会に発信する体制が整えられているか
- 5.事業・活動の成果が、新たな価値の創造や公的制度の提案などにつながるものか
- 6.応募団体のこれまでの事業・活動実績が、助成実施にあたって適切か
- 7.助成終了後の事業継続に向けた計画が適切か
- 8.適切なガバナンスにより組織運営がなされているか（団体の規程に基づき、役員会等で意思決定がなされている。団体のHP等に組織の目的や事業報告・会計報告、役員一覧等が公表されている。）

※本基金への応募内容と同じ事業を、他の助成機関にも応募する場合は、応募書①の「他の助成機関・団体等への応募及び採択状況」の項目に必ず記載してください。事前の申告がないまま本基金で助成決定された場合、助成取消になる可能性があります。

8. アウトカム報告について

本助成事業に応募いただく際は、助成効果と事業の的確な遂行、成果の予測のため、最終的に社会や地域にどのような変化がもたらされるのかについて達成目標をたてて効果的に事業・活動を展開していただきたいと考えています。

ついては、事業・活動を効果的に展開するうえで、団体自身が適切と考える達成目標の

「成果指標(項目)」と「数値目標」を可能な限り具体的にお考えいただき、応募書の該当欄に記載してください。

9. 応募方法・審査結果通知

(1) 応募期間・応募方法・提出書類

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、web 応募フォームから以下の A～J の書類をアップロードして送信してください。(郵送による応募は受け付けません)

■ 応募締切日 **2025 年 12 月 10 日 (水) 23 時 59 分必着**

※システム上の時間で自動的に応募締切りとなりますので、時間の余裕をもってご応募ください。

■ 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/oubo/apply/2026kikin-shinki>

■ はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので、登録は早めに済ませてください。

✓ 「e 応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

✓ 団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

A	団体としての規約、会則、定款のいずれか
B	直近役員名簿

■ 団体登録後、「e 応募」にログインし、「助成に応募する」をクリックし「赤い羽根福祉基金 2026 年度事業助成」を選択、応募画面にて以下の書類をアップロードしてください。

✓ 本助成事業への応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

C	赤い羽根福祉基金 2026 年度事業助成 応募書① (Word)
D	赤い羽根福祉基金 2026 年度事業助成 応募書② (Excel)

E	2024 年度事業報告書
F	2024 年度決算資料
G	2025 年度事業計画書
H	2025 年度収支予算書
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※C(応募書①)・D(応募書②) の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※e 応募にアップロードできるファイルの容量は、1 ファイルあたり 5MB までです。

(2) 審査結果通知

- ・助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会による審査のうえ決定します。
- ・結果は中央共同募基金会ホームページで、2026 年 3 月上旬（予定）に公表の上、郵送にてお知らせします。

10. 都道府県共同募基金会への情報提供について

- ・各都道府県共同募基金会でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。
- ・本助成事業の応募書に記載いただいた内容について、各都道府県共同募基金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募基金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

11. 助成決定後のお願い

(1) 成果の発信について

- ・本助成事業は、市民から「赤い羽根福祉基金」へお寄せいただいた寄付金によって実施されるもので、社会に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。
- ・そのため、助成の実施や成果等は、本助成による活動状況や成果を随時ホームページ、SNS 等に必ず発信していただき、本助成事業により実施されたものであることがわかるようホームページ、SNS 等の目立つ場所に赤い羽根福祉基金のロゴマークを配置してください。
- ・本助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等においても、本助成事業により作成等されたものであることがわかる表示を必ずしてください。
- ・また、本助成事業は、団体が地域のリソースを活用しながら事業・活動を行うことを必須要素としていることから、団体自身が成果や課題を地域住民、企業、行政、関係団体

等を対象に報告、共有する機会があれば積極的に発信してください。

(2) 成果物の作成について

- ・事業・活動の成果を記録に留め、広く発信することで、団体のその後のステップアップにつなげていくため、当該事業の最終年度までに、報告会の開催や冊子、動画の形で成果物を作成し活動の報告として残すことも視野に入れて、活動計画を作成するようにしてください。

(3) 助成決定証書授与式および事業説明会への参加と覚書の取り交わしについて

- ・助成決定後、2026 年 4 月に助成決定証書授与式および事業説明会（同日開催）を東京で開催することを予定しており、原則としてご出席いただきます。また 2026 年度中に、採択された団体同士の交流会の開催を予定しています（時期未定）。
- ・助成決定証書授与式および事業説明会の後、事業実施計画書を提出いただいたうえで、中央共同募金会と「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成事業を開始していただきます。

(4) 助成金の送金について

- ・助成決定後、原則として助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2026 年 5 月を予定）。
- ・なお、初回送金は、採択団体の HP で本助成事業であることの明示（助成表示）確認後に行います。
- ・2027 年 4 月末までに活動報告書・収支報告書および証憑類を提出いただき、事務局にて内容を確認のうえ、最終精算送金を行います。
- ・報告様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

(5) 助成を受けて活動する団体同士の交流会や事業報告会への出席について

- ・本助成事業では、先駆的・モデル的な取り組みに対して助成を行い、その成果を他の地域や団体へ普及させることで、福祉課題の解決に向けたしくみの構築をめざします。
- ・普及のための取り組みの一環として、助成を受けて活動する団体同士の交流会や、寄付者である企業等への報告会を実施しますので、ご参加ください。

(6) 複数年度事業の場合の継続審査について

- ・複数年度の助成事業として決定した場合は、2026 年 12 月頃にそれまでの事業成果と次年度以降の事業計画を提出いただき、継続助成の可否を審査委員会で判断します。

(参考)

これまでに助成した事業・活動や応募が期待される事業・活動一覧

I. 直接的な支援事業・活動

- 居場所のない若年妊婦のためのワンストップ型支援事業
- 孤立リスクの高い若者を対象とした就労支援付きシェアハウス事業
- 生きづらさを抱える高齢者、障害者、ひきこもり等の商福連携による移動販売事業
- 不登校・ひきこもりのテレワーク就業推進のためのメタバース開発とデジタル・ユースワーク事業
- 中高生向け LGBTQ 教育プログラムを地方のセンターにも広げ、地方の LGBTQ の孤独・孤立を防ぐ活動
- 外国人母子の健康を守るための切れ目ない包括的な支援体制づくり事業
- 高校中退防止と困窮孤立する子供への居住、就労、生活の総合支援事業
- 24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談事業
- 終活をはじめ身寄りのない高齢者を地域社会で支えたり、地域の活動への参加を図るモデル的な支援事業

II. 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり

- ヤングケアラーの子ども・若者を地域で発見し、支えるためのネットワークづくり事業
- がん患者をはじめとする有病者の仕事と治療の両立支援体制を社会システムへと定着させるための基盤づくり事業
- 児童養護施設等で暮らす子ども達・退所者の為に施設と企業が連携し地域で就労を支援する体制整備の全国展開
- 要支援・要介護高齢者や認知症高齢者が持つ技術をつなぐ、地域単位でのマッチング支援の仕組みづくり活動
- 重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する重症児デイサービスの全国ネットワーク形成事業
- ひとり親家庭が確かな情報を得て孤立を防止するための相談応援ナビ作成とひとり親交流事業のネットワーク全国展開事業
- 被害者家族や加害者家族の社会的孤立を防ぐための全国支援ネットワーク構築事業
- 災害時における民間ネットワーク構築及び支援体制のノウハウ移転キャラバン事業
- 若年性認知症の介護家族会の立ち上げ支援とネットワーク作り活動事業

III. 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

- 子どもの性被害への対応に関する実態調査
- 子どもの貧困問題の根本的な解決のための実践的研究事業
- 住民主体の多文化共生地域福祉の推進と先進的な事例を波及させる手法開発のための実践研究事業
- 身元保証がない患者が安心して医療を受けられるような体制構築研究事業
- 再犯防止の効果的取り組みを全国に波及させるための調査研究事業
- 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基礎構築事業
- 質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業
- 大規模災害における全国域の中間支援機能等を検討するための検証事業

※これまでの「助成事業一覧」を、下記の国会ホームページ（赤い羽根福祉基金サイト）でご紹介しておりますので、ご参照ください。〔 <https://www.akaihane.or.jp/kikin/>〕

問い合わせ先

社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部

赤い羽根福祉基金助成担当宛

電 話：03-3581-3846(9:30～17:30)

E-mail：kikin-oubo@c.akaihane.or.jp